平成２４年（フ）第２０７号
福井市脇三ケ町第６号45番地１
債務者　中野　史郎
１　決定年月日時　平成24年９月３日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　海道　宏実
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９６６号
札幌市中央区南17条西17丁目２番10―301号
債務者　堀田　皓一（旧姓臼井）
１　決定年月日時　平成24年８月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木貴教
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月30日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９６７号
札幌市中央区南17条西17丁目２番10―301号
債務者　堀田　凱彦（旧姓臼井）
１　決定年月日時　平成24年８月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木貴教
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月30日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９６８号
札幌市中央区南17条西17丁目２番10―301号
債務者　堀田　朝海（旧姓臼井）
１　決定年月日時　平成24年８月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木貴教
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月30日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６号
新潟県長岡市滝谷町140番地
債務者　今井　吉春
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五十嵐　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１７１号
長野県松本市梓川梓5577番地８
債務者　小澤美代子
１　決定年月日時　平成24年８月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤絵美子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３０８号
愛知県岡崎市城北町14番地７　城北ハウス205、前住所愛知県岡崎市伊賀町字６丁目31番地　コーポドラゴン303
債務者　夕ぎりこと　井上　靖恵
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蜂須賀邦夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午後２時50分
５　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
愛知県豊田市若林西町小山146番地　クレアーレ小山102号
債務者　松下　伸次
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉本みさ紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
愛知県江南市赤童子町桜道41番地１
債務者　杉本　壮弘
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木啓太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２３４号
愛知県江南市赤童子町桜道41番地１
債務者　杉本　昌代
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木啓太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２６７号
愛知県一宮市三ツ井２丁目10番22号　コーポタカオ201号
債務者　石川　真二
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒川　綾子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１３３号
北海道苫小牧市栄町３丁目３番７号　コスモドリーム栄Ｂ101号
債務者　福田　忠祐
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹田美由紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５７号
岐阜県高山市上岡本町８丁目325番地
債務者　大門建築こと　大門　　温
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３２号
岩手県一関市川崎町門崎字萩崎471番地、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町中央３丁目11番地11　エクセル105号室
債務者　岸　　秀政
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第３３号
岩手県一関市末広２丁目３番14号　末広2001・101
債務者　佐藤　由美（旧姓吉田）
１　決定年月日時　平成24年８月31日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第２１７号
函館市神山３丁目18番８号
債務者　佐藤　大樹
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３０９号
愛知県岡崎市大平町大割14番35、住民票上の住所愛知県豊田市高岡町東浦12番地３
債務者　大久保栄二
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係